

授業日における気象警報発令時の対応について

香川県立三木高等学校定時制課程

台風や大雪など非常変災による警報が発令された場合の登校については、安全を第一と考え下記のようにします。

記

- 1 下記の警報が通学経路に発令されている場合は、次の(1)～(3)のとおりとする。
 - (1) 夜間前授業・・・午後1時に警報が発令されていれば、夜間前授業は休講とする。
 - (2) 夜間授業・・・午後3時に警報が発令（継続）されていれば、夜間授業は休講とする。
 - (3) 定期考査期間・・・午後1時に警報が発令されていれば、臨時休業とする。考査は最終日以降に延期する。

【警報の種類】

(台風による) 暴風警報、大雨警報、洪水警報 (冬季) 大雪警報

※波浪・高潮警報については、地域によりその影響が大きく異なるので各自で対処すること

【発令されている区域】

高松地域 東讃
居住地により通学経路に属する区域を含む

- 2 ゲリラ豪雨等、台風以外によって暴風や大雨、洪水警報が発令された場合は、警報が解除された後、授業を実施する場合があるので、自宅待機して連絡を待つこと。また、登校中の発令の場合は、学校に連絡して指示を受けること。
- 3 その他緊急の場合は、緊急連絡網により学校から各家庭に連絡する。
- 4 登校が決定した場合は、安全に留意して登校すること。